

社保審—医療保険部会	資料 5
第15回 (H17.5.25)	

共済組合について

基本方針(※)において示されている改革の方向

※健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針(平成15年3月28日閣議決定)

2 保険者の再編・統合

(1) 基本的な方向

被用者保険、国保それぞれについて、各保険者の歴史的経緯や実績を十分尊重しながら、保険者の財政基盤の安定を図るとともに、保険者としての機能を発揮しやすくするため、再編・統合を推進する。

(2) 具体的な方向

① 保険者ごとの再編・統合の方向

ウ 健保組合等

- 健保組合については、小規模・財政窮迫組合の再編・統合に資するよう規制緩和等を進めるとともに、再編・統合の新たな受け皿としての都道府県単位の地域型健保組合の設立を認める。
- 全国展開の健保組合や都道府県単位の健保組合で、健全かつ安定的な運営が確保されているものについては、引き続き、自主性・自律性のある保険運営を行うものとする。
- 共済組合については、その自立性を尊重しつつ、保険者としての運営の在り方を検討する。

被用者保険各制度の比較

(数字は平成14年度)

	政府管掌健康保険	組合健康保険	共済組合			(参考)市町村国保
			国家公務員共済	地方公務員共済	私学共済	
保険者数	1保険者	1674保険者	23共済組合	54共済組合	1事業団	3, 224保険者
被保険者数	18, 812千人	14, 791千人	1, 127千人	2, 853千人	455千人	46, 191千人
加入者数	35, 851千人	30, 569千人	2, 596千人	6, 367千人	828千人	
加入者平均年齢	37.1歳	34.0歳	39.7歳	42.9歳	40.8歳	52.8歳
平均標準報酬月額	28.7万円	37.0万円	41.2万円	45.3万円	37.9万円	—————
国庫負担	給付費の13.0% (老健拠出金・介護納付金は16.4%)	基本的になし	なし	なし	なし	給付費等の50% 保険料軽減分の1/2等

※各共済の加入者平均年齢は長期給付に係る数字
 ※国庫負担には使用者としての国の負担は含まない

各共済の財政状況(短期経理)(平成14年度)

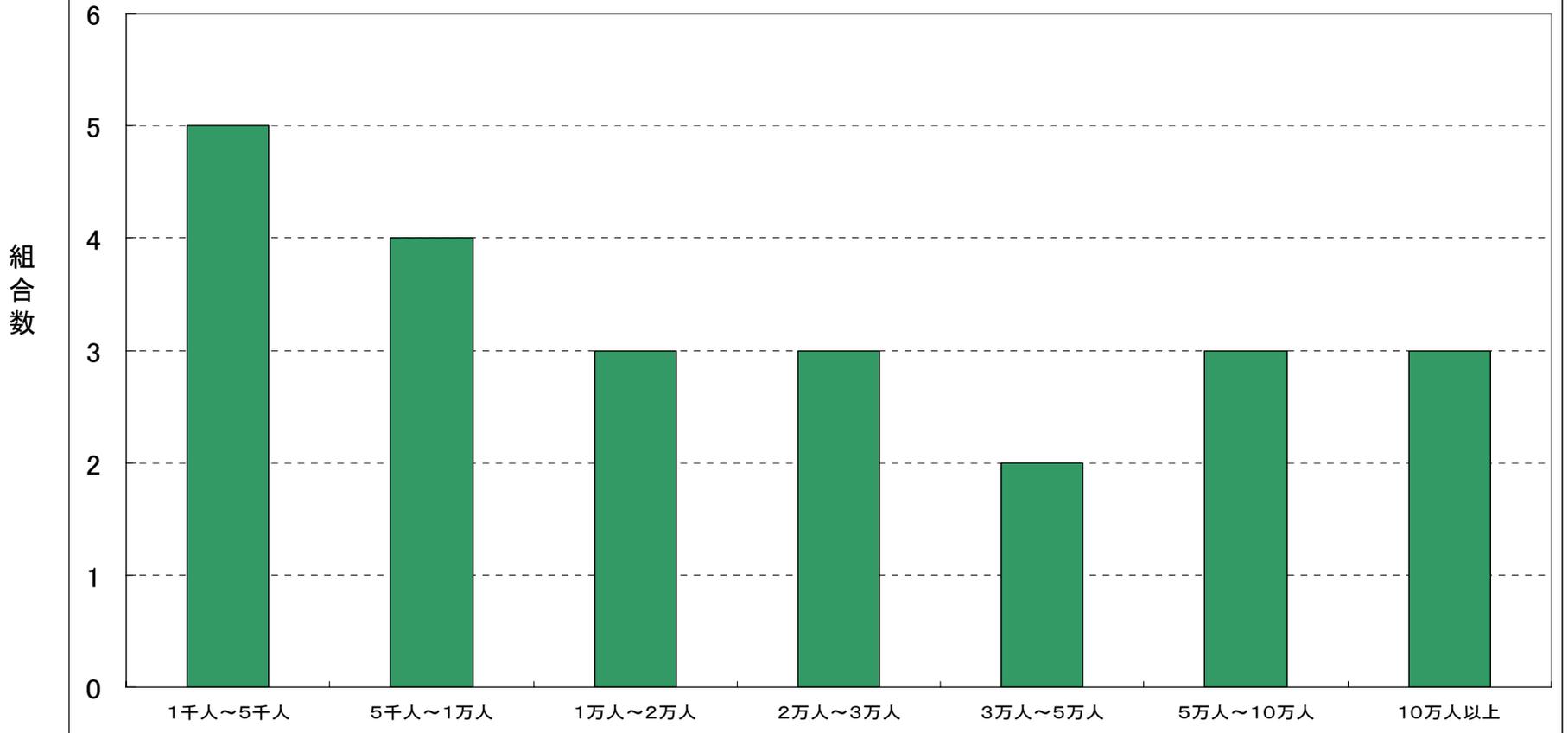
(単位:億円)

	国家公務員共済	地方公務員共済	私学共済	(参考)健康保険	
				健保組合	政府管掌
収入合計	4,361	13,056	1,618	56,814	65,909
保険料	4,336	12,357	1,615	55,343	56,636
国庫負担	—	—	—	48	9,091
その他	25	698	3	1,422	181
支出合計	4,465	13,494	1,718	60,813	72,077
法定給付費	2,408	7,115	946	30,539	41,008
附加給付費	63	175	75	739	—
老人保健拠出金	1,412	3,929	495	18,379	23,288
退職者給付拠出金	559	1,516	201	5,887	6,539
その他の支出	24	759	2	5,269	1,242
収支差引残	-104	-438	-100	-3,999	-6,169
財源率(※)(%)	78.13	79.98	79.56	82.75	93.86
小規模(700人以下)	0	1	0	127(16.4現在)	—

※財源率…法定の給付費・拠出金を賄うために必要な保険料率

出典： 医療経済実態調査、国家公務員共済組合事業統計年報、地方公務員共済組合等事業年報、私学共済制度事業統計等

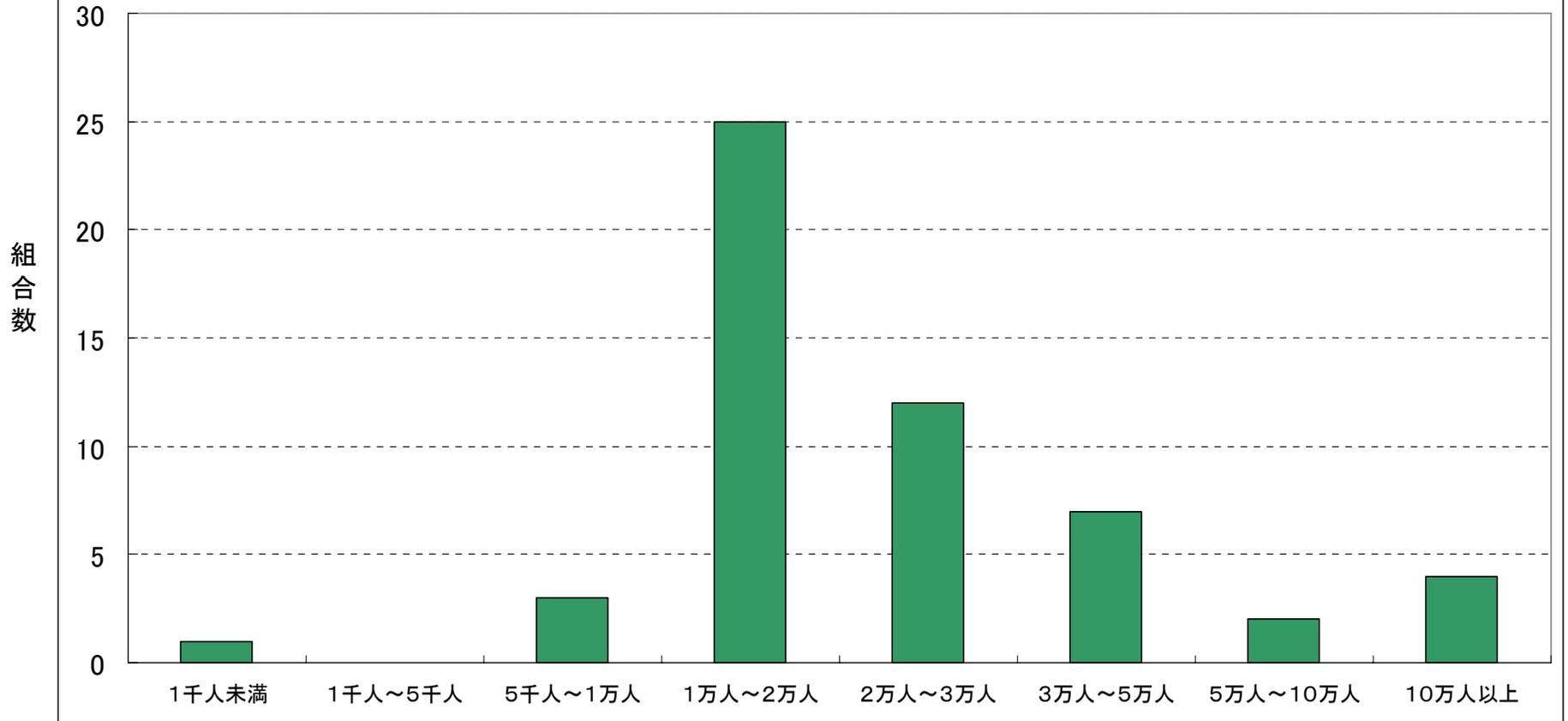
国家公務員共済組合の現状(規模別)



組合員数

出典：『国家公務員共済組合事業統計年報』（平成14年度）

地方公務員共済組合の現状(規模別)

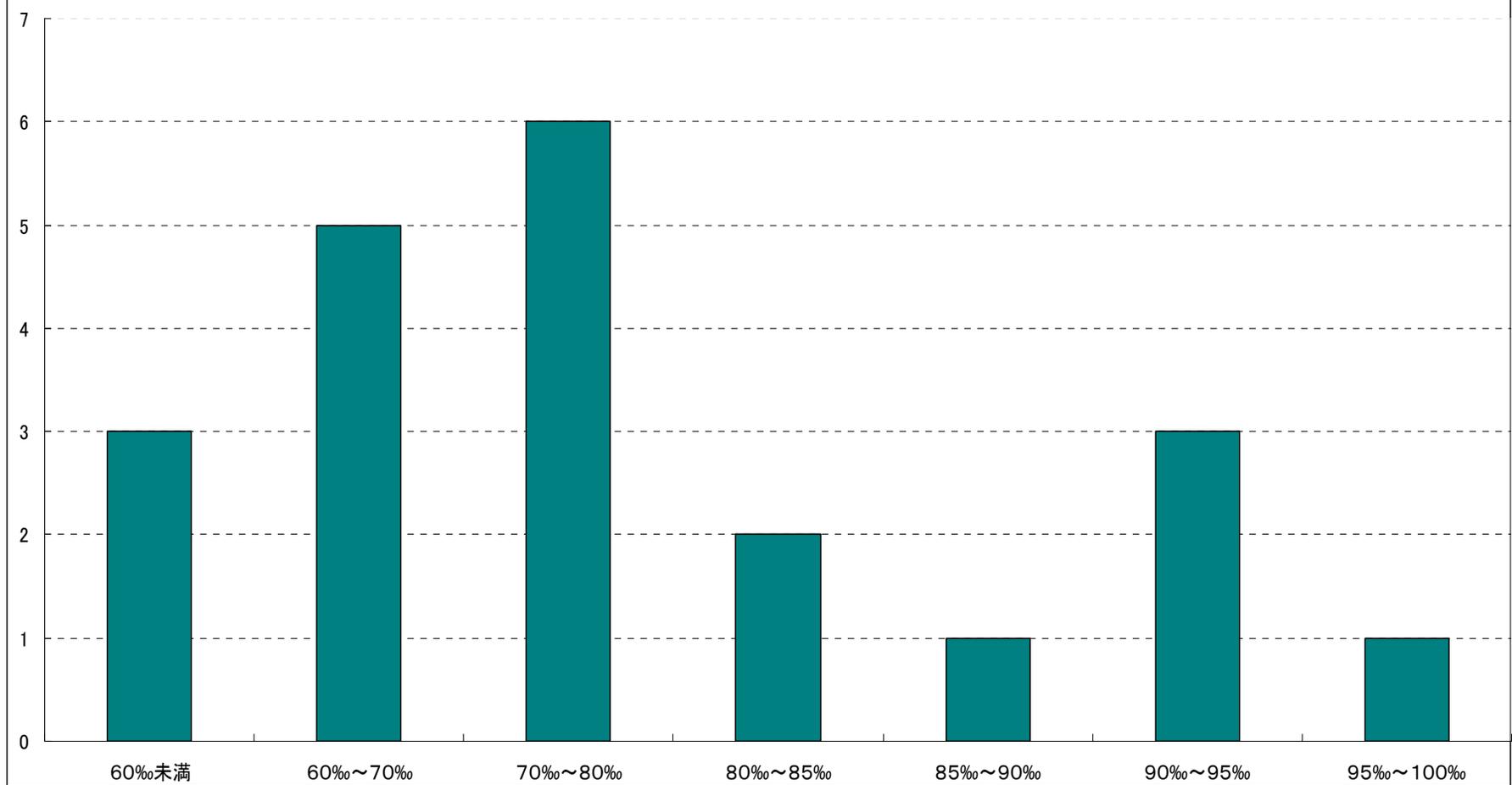


組合員数

出典：『地方公務員共済組合等事業年報』（平成14年度）

国家公務員共済組合の現状(財源率別)

組合数

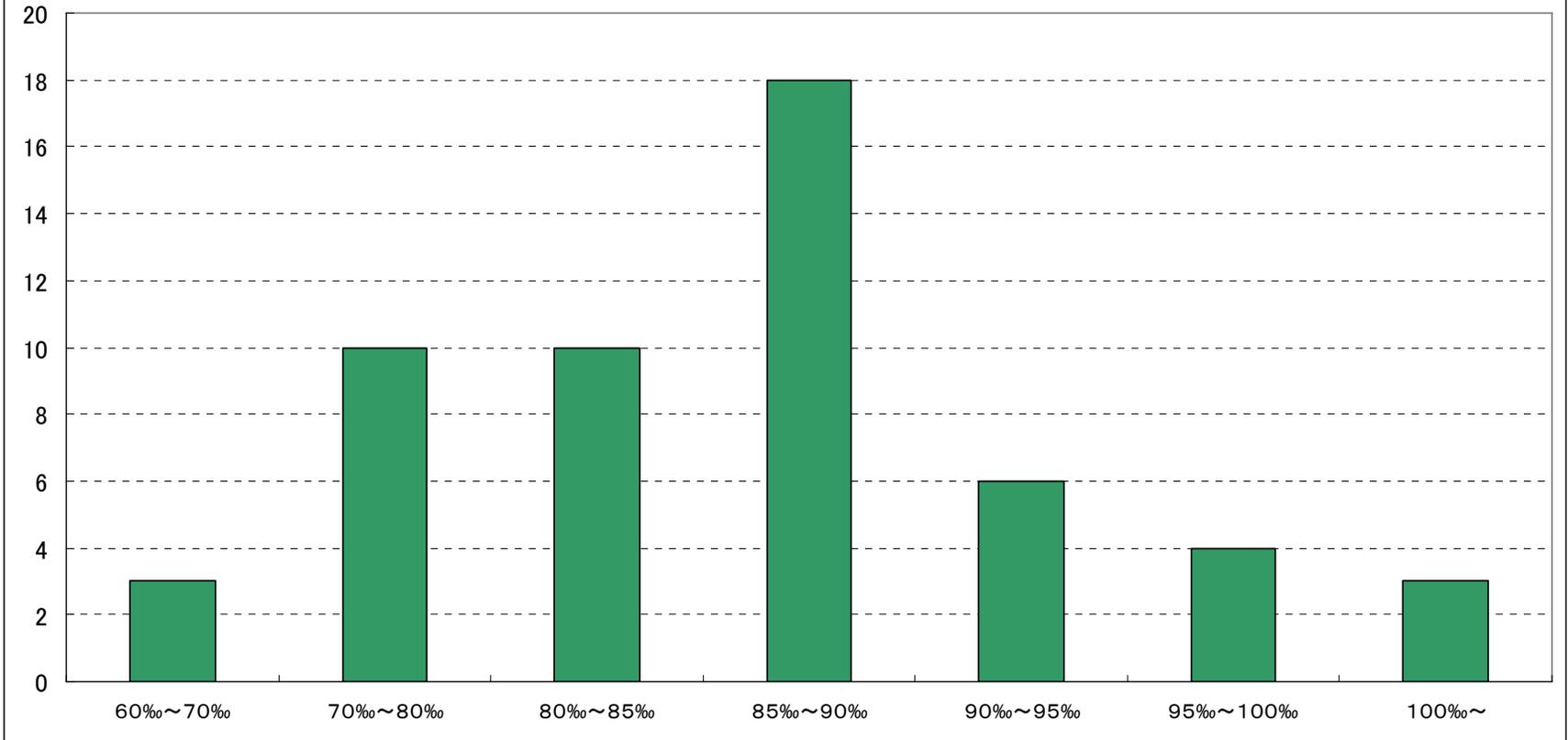


※財源率とは法定給付費及び拠出金に要する保険料率である。

出典:『国家公務員共済組合事業統計年報』(平成14年度版)より保険局保険課調べ

地方公務員共済組合の現状(財源率別)

組合数



※財源率とは法定給付費及び拠出金に要する保険料率である。
出典:『地方公務員共済組合等事業年報』(平成14年度)より保険局保険課調べ

【平成13年3月閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」】

1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める

- ① 農林漁業団体職員共済組合：平成14年度に厚生年金に統合
- ② 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合：両制度の財政単位の一元化
- ③ 私立学校教職員共済：次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しの検討、被用者年金制度における位置付けについての検討

2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。

【現在の状況】

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合

両制度の財政単位の一元化を図るための法律が成立（平成16年10月実施）

- ・両制度の保険料率を平成21年度に向け段階的に一本化
- ・両制度間で財政調整を実施

私立学校教職員共済

- ・他の被用者年金制度と同じ引上幅で保険料率を引上げ（平成17年4月実施）
- ・被用者年金制度における位置付けについて検討

※共済制度では法律に基づき、保険料率は定款で定めることとされている。